

森の通信

さ か い

No.064

2021.春発行

林業まつり期間

5月1日～5月31日

★各種林業機械

(通常価格の5%引き)

★チェーンソー・刈払機 点検無料

(部品代のみいただきます)

修理は4/20から受付いたします。

なお、お引き渡しは後日となります。

★チェーン目立て1本無料

(2本目から1本500円)

★スズメ蜂誘引剤プレゼント

お1人様1本まで(なくなり次第終了します)

JForest

《お問い合わせ》 坂井森林組合
福井県あわら市御簾尾15-6
(TEL)0776-74-2120

目次

- 第33回通常総代会
- 令和2年次貸借対照表・損益計算書(要旨)
- 令和3年次運営方針
- 総代選挙及び役員改選について
- お知らせ

編集発行 坂井森林組合

〒919-0747 あわら市御簾尾15-6 Tel.(0776)74-2120

URL <http://www.sakai-sinrin.jp>

第33回 通常総代会

新型コロナウイルス感染が未だ終息の見通しがたっていない中、感染拡大防止に努めながら規模を縮小し、予定通り3月13日(土)あわら市市姫 あわら市中央公民館において、第33回の通常総代会を開催することができました。

今回の総代会から、昨年の総代会で書面決議が出来るよう定款を一部変更させていただき、今回の総代会では、書面議決でも参画いただけることとなりました。

まず、坂井代表理事組合長の挨拶の中で、日本で新型コロナ感染者が出てから1年が経過し、未だに感染拡大の終息が見えていない中で、当組合の事業にも徐々に影響が出てくるのではないかと危惧していたが、思っていたほど影響も少なく、加工事業においては、新しく開拓した販路も順調良く進み、令和2年次の決算は大幅な黒字となったことを報告いたしました。

続けて、議長に坂井市丸岡町高椋地区 奥村 秀幸 様を指名し、令和2年次決算ならびに令和3年次の事業計画等、上程した7議案すべてが原案どおり可決、承認されました。



第33回 通常総代会提出議案

- 第1号議案 令和2年次 事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分手案、注記、及び附属明細書の承認について
- 第2号議案 令和3年次 事業計画及び収支予定計画の承認について
- 第3号議案 理事及び監事の報酬の決定について
- 第4号議案 一組合員への貸付額の最高限度の決定について
- 第5号議案 借入金最高限度額の決定について
- 第6号議案 余裕金預入先及び借入先の承認について
- 第7号議案 定款の一部改正について

令和2年 貸借対照表・損益計算書ならびに剰余金処分手

貸借対照表の要旨 (令和2年12月31日現在)				損益計算書の要旨 令和2年1月1日から令和2年12月31日まで	
資産の部		負債および純資産の部		科 目	金 額
科 目	金 額	科 目	金 額	経常損益の部	
流動資産		流動負債		事業損益の部	
現預金	532,657	流動負債	72,063	事業総収益	662,773
受取手形	4,591	買掛金	238	事業総費用	434,255
売掛金	786	短期借入	0	一般管理費	174,945
未収金	141,440	未払金	37,235	事業利益	53,573
棚卸資産	14,245	未払法人税	15,000	事業外損益の部	
立替金	35,309	前受金	0	事業外収益	5,950
雑資産	2,955	預り金	18,488	事業外費用	3,856
固定資産	222,993	雑負債	1,102	経常利益	55,667
有形固定資産	204,441	固定負債	50,745	特別損益の部	
減価償却資産	716,339	役員退任給与引当金	830	特別利益	55,893
土地	57,707	退職給付引当金等	49,915	特別損失	57,343
山林(所有林)	292	負債合計	122,808	税引前当期純利益	54,217
減価償却累計額	-569,897	純資産の部		法人税等	15,000
無形固定資産	541	科 目	金 額	当期剰余金	39,217
電話加入権・敷金	474	出資金	65,275	前期繰越剰余金	3,570
ソフトウェア等	6,325	法定準備金	133,000	当期未処分剰余金	42,787
減価償却累計額	-6,258	資本準備金	3,780	剰余金処分手	
その他の資産	18,011	任意積立金	388,000	出資配当金	652
外部出資	17,848	当期未処分剰余金	42,787	機械更新積立金	12,000
転貸貸付金・預託金	163	純資産合計	632,842	任意積立金	18,000
資産合計	755,650	負債および純資産合計	755,650	次期繰越金	12,134

- (脚注)
- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。
 - 出資配当金は年1%の割合です。
 - 固定比率 35.24% 自己資本対経常利益率 8.80%

令和3年 事業方針

令和3年度 運営方針

令和2年は新型コロナウイルス感染拡大による先行き不透明感が強まり、国産材丸太の需要低迷、木材価格が急落しました。

このような経営環境が悪化する中で、更なる低コスト林業をめざして事業を展開して参ります。

また、令和3年度よりあわら市・坂井市が森林環境譲与税を予算化するなど、事業を行うにあたっては、明るい見通しがつき、喜ばしい限りです。昨今、林業成長産業化、木質バイオマス利用促進など、森林関係に追い風が吹いているように感じますが、その中でも当組合はしっかりと歩みを心がけながらも時流に乗り遅れぬようにしなければならないと思っています。

当組合において、持続可能な森林経営をしていくためには、「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことが重要になります。特に再造林にあたっては、所有者の皆様のご理解をいただきながら進めて参りたいと考えています。

本年も、地域林業の担い手であり経営者としての責任を認識し、組合員皆様のご期待に応えられるよう役職員一丸となって全力で取り組んで参ります。

損益計画 令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	
科 目	金 額
経常損益の部	
事業損益の部	
事業総収益	622,160
事業総費用	433,539
一般管理費	167,881
事業利益	20,740
事業外損益の部	
事業外収益	2,030
事業外費用	3,643
経常利益	19,127
特別損益の部	
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	19,127
法人税等	5,400
当期純利益	13,727

定款等の一部改正について

第33回通常総代会において、定款等が一部改正になりましたので、ご報告いたします。

なお、変更理由につきましては、令和3年4月1日付、森林経営基盤の強化を図るため事業の執行体制強化のひとつとして、販売事業を実施する森林組合及び森林組合連合会に対し、「販売事業等又は法人の経営に関し実践的な能力を有する理事を一名以上配置することを義務付ける」という森林組合法の一部改正に伴い、本組合定款を次のとおり一部改正いたしました。

改正いたしました各条文につきましては、以下のとおりです。

定款の一部改正 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
定款 第4章 役 職 員 (役員の定数) 第32条 この組合に、役員として理事 14人、監事3人を置く。	定款 第4章 役 職 員 (役員の定数) 第32条 この組合に、役員として理事 13人、監事3人を置く。

附属書役員選任規程の一部改正 新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行																																																													
(役員選任規程 別表)	(役員選任規程 別表)																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>区 域</th> <th>人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1地区</td> <td>坂井市 鳴鹿区域</td> <td rowspan="2">3人</td> </tr> <tr> <td>第2地区</td> <td>坂井市 高椋区域</td> </tr> <tr> <td>第3地区</td> <td>坂井市 長畝区域</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第4地区</td> <td>坂井市 竹田区域</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第5地区</td> <td>あわら市坪江区域</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第6地区</td> <td>あわら市劔岳区域</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第7地区</td> <td>あわら市細呂木区域</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第8地区</td> <td>あわら市伊井地区 ・旧金津町地区</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>第9地区</td> <td>坂井市三国町 ・あわら市(旧芦原町)区域</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>全地区</td> <td>学識経験者</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	区 域	人 数	第1地区	坂井市 鳴鹿区域	3人	第2地区	坂井市 高椋区域	第3地区	坂井市 長畝区域	2人	第4地区	坂井市 竹田区域	2人	第5地区	あわら市坪江区域	2人	第6地区	あわら市劔岳区域	2人	第7地区	あわら市細呂木区域	2人	第8地区	あわら市伊井地区 ・旧金津町地区	1人	第9地区	坂井市三国町 ・あわら市(旧芦原町)区域	2人	全地区	学識経験者	1人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>区 域</th> <th>人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1地区</td> <td>坂井市 鳴鹿区域</td> <td rowspan="2">3人</td> </tr> <tr> <td>第2地区</td> <td>坂井市 高椋区域</td> </tr> <tr> <td>第3地区</td> <td>坂井市 長畝区域</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第4地区</td> <td>坂井市 竹田区域</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第5地区</td> <td>あわら市坪江区域</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第6地区</td> <td>あわら市劔岳区域</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第7地区</td> <td>あわら市細呂木区域</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第8地区</td> <td>あわら市伊井地区 ・旧金津町地区</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>第9地区</td> <td>坂井市三国町 ・あわら市(旧芦原町)区域</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	地 区	区 域	人 数	第1地区	坂井市 鳴鹿区域	3人	第2地区	坂井市 高椋区域	第3地区	坂井市 長畝区域	2人	第4地区	坂井市 竹田区域	2人	第5地区	あわら市坪江区域	2人	第6地区	あわら市劔岳区域	2人	第7地区	あわら市細呂木区域	2人	第8地区	あわら市伊井地区 ・旧金津町地区	1人	第9地区	坂井市三国町 ・あわら市(旧芦原町)区域	2人
地 区	区 域	人 数																																																												
第1地区	坂井市 鳴鹿区域	3人																																																												
第2地区	坂井市 高椋区域																																																													
第3地区	坂井市 長畝区域	2人																																																												
第4地区	坂井市 竹田区域	2人																																																												
第5地区	あわら市坪江区域	2人																																																												
第6地区	あわら市劔岳区域	2人																																																												
第7地区	あわら市細呂木区域	2人																																																												
第8地区	あわら市伊井地区 ・旧金津町地区	1人																																																												
第9地区	坂井市三国町 ・あわら市(旧芦原町)区域	2人																																																												
全地区	学識経験者	1人																																																												
地 区	区 域	人 数																																																												
第1地区	坂井市 鳴鹿区域	3人																																																												
第2地区	坂井市 高椋区域																																																													
第3地区	坂井市 長畝区域	2人																																																												
第4地区	坂井市 竹田区域	2人																																																												
第5地区	あわら市坪江区域	2人																																																												
第6地区	あわら市劔岳区域	2人																																																												
第7地区	あわら市細呂木区域	2人																																																												
第8地区	あわら市伊井地区 ・旧金津町地区	1人																																																												
第9地区	坂井市三国町 ・あわら市(旧芦原町)区域	2人																																																												

総代選挙および役員改選について

★総代の任期満了について

現任総代の方の任期が令和4年2月で任期満了(期間3年)となり、当組合総代選挙規程により総代選挙が実施されます。

11月頃に各地区の林家代表の方または区長の方へ総代立候補者のとりまとめ依頼文を送らせていただきます。届きました折には、期日までにおとりまとめ下さいますようお願いいたします。

選挙予定月 令和4年2月
定 数 228名

★役員任期満了について

現任役員の方の任期が令和4年3月で任期満了(期間3年)となります。役員を選任については、第1地区から第9地区までの選挙区ごとに、現任の役員が主体となって地区総代会を11月~12月中に開催することとなっておりますので、総代の方は、ご案内が届きました折にはご出席をお願いいたします。

選任時期 令和3年11月~12月末
定 数 理事 13名 監事 3名

ふくい林業カレッジの概要

林業に興味のある方、基礎知識や資格を取得して森林で働いてみませんか。毎年度ごとに募集しています。(令和3年度は募集締め切り)

ふくい林業カレッジの概要

新卒者など若い世代を中心に、全国から就業希望者を募り林業に関する基礎知識や林業の就業に必要な資格の取得、現場実習などの研修を行い、林業事業体で活躍できる人材を育成します。

研修生定員 12名(長期コース8名、短期コース4名)
※短期コースは早期に就業したい方を対象

研修期間
長期コース 1年間(4月~3月) [約1,200時間 約200日]
短期コース 3.5ヶ月間(4月~7月) [約400時間 約70日]

研修時間 9:00~16:00 [原則 土・日・祝日を除く]
(上記時間は研修内容により変更有)

研修場所
<座学> 福井県総合グリーンセンター 林業研修センター 他
<現地> 県内の林業現場

研修費用 無 料
(ただし個人の所有物等は自己負担)

支援内容
●一定の要件を満たす方には給付金を支給
●Iターン、嶺南在住の研修生については月額5万円が上乗せ
※研修終了後は林業事業体など福井県内の林業分野で2年以上継続して就業することが条件となります。
※給付金は林業カレッジ研修を適切に受講しない場合や、返還要件に該当した場合は、全額を返還していただくことになります。

講義
長期: 約400時間
短期: 約250時間

講義カリキュラム
林業に関する基礎知識や林業機械の安全な操作方法
・林業の歴史、県の林業施策
・森林の生態、機能
・測量、伐倒、造材方法
・木材加工、木質/バイオマス
・労働安全
・高性能林業機械の基本操作
・ドローンやICT技術の利活用 等

実習
長期: 約600時間

県内の林業事業体でのインターンシップ
・複数の森林組合や民間事業体等で、林業の職場体験を実施
・インターンシップは75日間程度

資格
長期: 約200時間
短期: 約150時間

林業の就業に必要な資格取得に係る講習
・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育
・伐木等の業務に係る特別教育
・車両系建設機械運転技能講習
・玉掛け技能講習
・小型移動式クレーン運転技能講習
・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
・簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育
・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育 等

◆(公財)福井県林業従事者確保育成基金◆
〒918-8567 福井県坂井市江原町20番1番地 (福井県林業総合センター内)
TEL: 0778-38-0345 / FAX: 0778-38-0379
Email: kkin@fisc.jp HP: https://www.fisc.jp/